

国土交通省東北地方整備局と「災害時における東北地方整備局所管施設の緊急撮影等に関する協定」を締結

国土交通省東北地方整備局長と公益財団法人日本測量調査技術協会会長は、災害時における東北地方整備局所管施設の緊急撮影等（航空撮影、レーザ測量、衛星撮影等）の実施に関して、平成24年4月1日付けで協定を締結しました。

この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、東北地方整備局が管理または工事中の施設において発生した災害の航空・衛星による緊急撮影等に関し、撮影等の遂行に必要な航空機・機材の手配や取り扱い可能な衛星等及び技術者の確保や、その動員の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的に締結されました。

災害発生時に緊急撮影を行う場合、夜間や、降雨・降雪の時もあります。また、大規模災害時には、状況把握に困難を極めることもあります。そこで、今回の協定は、様々な情報収集手段を駆使して被害状況を把握することにより、迅速な緊急対応、早期の復旧に寄与する目指すものです。

測技協では、「緊急撮影等に関する災害協定検討WG」を設置して、緊急撮影連絡体制一覧表及び緊急撮影等の保有機材一覧表（航空撮影、レーザ測量、衛星）等の検討を行い、協定の円滑なる実施の体制を整えました。早速4月10日にはレーザ測量に関する協定の発動があり、登録会員への調査依頼、回答の取りまとめを行い報告しました。その後、緊急撮影等の指示があり選定された会員が対応しました。協定に基づく連絡体制は、下図のようになっています。

